明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）」に改め、同項第三号中「取引所金融市場をいう。）、外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）、商品市場又は外国商品市場における取引（次項第二号」を「取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号」に改め、同条第四項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第一号から第三号までに掲げる取引に限る。）

第四条第五項第二号を次のように改める。

二　商品先物取引法第二条第三項に規定する先物取引（同項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）、同条第十項に規定する商品市場における取引（同項第一号へに掲げる取引に限る。）及びこれらに類似する外国商品市場取引並びに同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（同項第六号に掲げる取引に限る。）

第四条第十二項中「その他の債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）」を加え、同条に次の九項を加える。

15　この省令において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

16　この省令において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

17　この省令において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

18　この省令において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

19　この省令において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

20　この省令において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となった情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

21　この省令において「誤謬（ごびゅう）」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

22　この省令において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

23　この省令において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬（びゅう）の訂正を財務諸表に反映することをいう。

第五条の見出しを「（重要な会計方針の注記）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第六条を次のように改める。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第六条　会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

3　会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計基準等の名称

二　当該会計方針の変更の内容

三　当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四　当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

六　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第六条の次に次の六条を加える。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第六条の二　会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2　前項の規定にかかわらず、当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行った正当な理由

三　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

四　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

五　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由

六　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

（未適用の会計基準等に関する注記）

第六条の三　既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計基準等の名称及びその概要

二　当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該適用予定日）

三　当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

（表示方法の変更に関する注記）

第六条の四　表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　表示方法の変更の内容

二　表示方法の変更を行った理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第六条の五　会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　財務諸表に対する影響額

三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨